

6.27 最高裁判決



「生活保護利用者に對し「怠けるな」などのパッシングは長く続いてきました。パッシングとたたかっていたをふり返って、稲葉さんほどのように感じていますか。

私は1994年から新宿(東京)で、路上生活者の支援活動を始めました。当時は生活保護の利用者が、底を打った時期ですが、バブル経済がはじけ、都市部を中心に路上生活者が急増していました。生活保護を必要とする人が少なくなっていたわけではなく、厚生労働通知(1981年の123号通知)による「水際作戦」(生活保護を申請されても受理しない)の結果です。東京でも歳末満ちの人は「働けるはずだ」と追い返す。受給を認めても通院だけで、生活扶助、住宅扶助は出さないなど、違法な対応が横行していました。

これに對し、1990年代には「稼働年齢だからと、生活保護を受けさせないのは違法だ」と訴える林訴訟(原告死)で最高裁が「告発制」などのたたかいがあり、2002年にホームレス自立支援法が成立しました。排除の対象だった路上生活者を、支援の対象に改め、厚生労働省も稼働年齢の人の生活保護申請を一律に断らないように求める通知を出しました。

いのちのとりで裁判
全国アクション共同
代表。生活困窮者支
援を行う一般社団法
人つくろい東京フ
ォンド代表理事。立教
大学大学院社会デザ
イン研究科客員教授

その後、リーマン・ショック（※）を機に、私たちは生活困窮者を支援する「年越し派遣村」（2008年末〜翌年初め）にとりくみました。日比谷公園市京に、派遣切りにあつた労働者ら5000人が集まり、年明けには約2700人が生活保護申請を行いました。マ

[illegible][illegible]

大阪・名古屋上告審結審 原告訴え

「もちろん、公正な判断をほしい」と訴えました。

同小法廷の傍聴席に利用
者や支援者らでいっぱい
に。宇賀裁判長は、うなず
きながら利用者の話を聞き
ました。

参議院議員会館

※参加される原告の方には
交通費を支給します。

生活保護引き下げは違憲

生活保護基準の大幅引き下げは生存権（憲法25条）違反だとして全国の利用者が国と自治体を訴えた「いのちのとりで裁判」。27日の最高裁第3小法廷（宇賀克也裁判長）での弁論で、原告2人が行った意見陳述（要旨）を紹介します。

最高裁 原告の陳述

井浦俊の記者会見で語る千代盛さん（27日、国会内）

[illegible]

井筒前に行われた最高裁
前宣伝で訪える小寺さん
11月27日 東京都千代田区

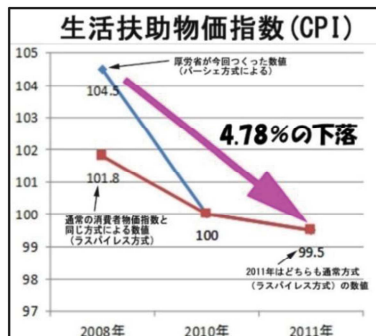
だもできない
 日入れがとまた、生
 通帳を預け、店まで放
 とし、今度はお世話を
 常盤さんへおまかせし
 だに何かがあつて、孫
 が来るまで、と、孫
 のために日一〇円を預
 け、お世話を、クリス
 ちゃんに日換に預けま
 買ってあげた。
 ついで、保険料を預け
 成てきた、お世話を
 してあげる、おまかせ
 だ、絶対にめんどくさ

裁判官が割り算をわかるか？

各地の地裁・高裁では途中からデフレ調整を違法とする判決が連続しました。そのポイントは

- 起点を10年間に一度だけ物価が上がった08年に変更したこと
- 通常の物価指数と違う計算式を使用。

日本中でTVの買換えがあった2010年の消費率(寄与度)を08年にも適用し下落率を2倍にしました。



生存権裁判を支える東京連絡会

☎ 0 3 - 5 9 6 0 - 0 2 6 6